

2 子ども



児童虐待やいじめの問題をはじめ、子どもの健康や福祉を害する犯罪の多発など、子どもの人権をめぐる環境は深刻な状況にあります。

次代を担う子どもたち一人ひとりの人格が尊重され、人権が守られる中で健やかに成長し、子ども一人ひとりの良さを可能性を伸ばすことができる社会づくりが必要です。

子どもの権利条約を知っていますか？

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、平成元（1989）年に国際連合の総会で採択され、日本は平成6（1994）年にこの条約を批准しました。

この条約では、子どもの権利として次のような権利を守ることが定められています。

1

生きる権利

病気・ケガの適切な予防措置や治療を受け、生命の安全が保障され、健康に生活できる権利。

2

育つ権利

教育、福祉などの側面から、子どもたちの健全な成長に必要な支援を国、親をはじめとする大人から受ける権利。

3

守られる権利

強制労働、経済的・性的搾取、暴力、虐待などから保護される権利。また、障害のある子どもや少数民族の子どもなどについては、特別に保護される権利。

4

参加する権利

子どもたち自身の意向を尊重した、意見表明、グループの結成や活動に関する自由を認められる権利。

STOP!子ども虐待

子どもへの虐待は、子どもの心と体の成長、人格の形成に深刻な影響を与える、重大な権利侵害です。また、世代を超えて虐待の連鎖につながるおそれがあります。

オレンジリボン
虐待防止運動のシンボルマークです。



虐待のタイプ

身体的虐待

- なぐる、ける
- やけどを負わせる
- 病気やけがをさせる
- 戸外に締め出す など

性的虐待

- 性的行為の強要
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィの被写体にする など

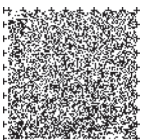
ネグレクト

（養育の放棄又は怠慢）

- 食事を与えない
- ひどく不潔にする
- 適切な医療を受けさせない
- 保護者以外の人による虐待を放置する など

心理的虐待

- 言葉による脅し
- 拒否的な態度を続ける
- 兄弟姉妹間の差別的扱い
- 子どもの前での家庭内暴力（DV） など



🚫 これも虐待になることがあります ~しつけ~

虐待の判断は、子どもの視点から判断することが大切です。親がいくら一生懸命でも、その子をかわいいと思っ^{けんめい}ていても、子どもの心身を傷つけることは虐待になります。

🚫 虐待(の疑い)に気づいたら、すぐに連絡してください!

助けを求めている子どもたちがいます。

虐待(の疑い)に気づいたら、すぐにお住まいの市町かこども家庭センター(児童相談所)に連絡してください。こども家庭センター(児童相談所)では、24時間連絡を受け付けています。あなたの連絡で守られる子どもの未来があります。※連絡した方の秘密は守られます。

🚫 相談窓口

● 児童相談所全国共通ダイヤル ☎️ 0570-064-000

お住まいの地域のこども家庭センター(児童相談所)に電話をおつなぎします。

● 子ども何でもダイヤル ☎️ (082) 255-1181

毎日9:00~17:00(年末年始の12月29日~1月3日は休み)

🚫 県内のこども家庭センター(児童相談所)

● 広島県西部こども家庭センター ☎️ (082) 254-0381

〒734-003 広島市南区宇品東四丁目1-26

● 広島県東部こども家庭センター ☎️ (084) 951-2340

〒720-0838 福山市瀬戸町山北291-1

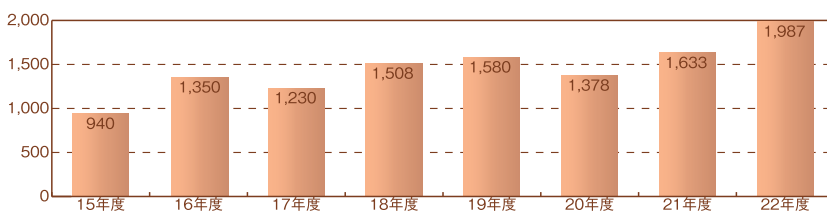
● 広島県北部こども家庭センター ☎️ (0824) 63-5181(代)

〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1(県合同庁舎3階)

● 広島市児童相談所 ☎️ (082) 263-0694

〒732-0052 広島市東区光町二丁目15-55(広島市児童総合相談センター4階)

🚫 県内の児童虐待相談件数の推移



4コマで知る!

虐待の疑いに気づいたら!

日常に潜む虐待をわかりやすく紹介します。

